

## 気仙沼市・本吉町合併

## (1) 合併市町の概要

構成市町村	気仙沼市，本吉郡本吉町	
合併期日	平成21年9月1日	
合併方式	編入合併	
事務所の位置	気仙沼市役所本庁舎	〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1番1号
	本吉総合支所	〒988-0307 気仙沼市本吉町津谷館岡10番地
人口（H22.3.31 住民基本台帳）	74,926人	
面積（H21.10.1 国土地理院）	333.37 km <sup>2</sup>	
全職員数（H22.4.1 現在）	1,359人	
議員定数（H22.4.1 現在）	30人	

## (2) 合併の概要

## ① 合併協議会の概要

合併協議会名	気仙沼市・本吉町合併協議会
設立年月日	平成19年10月16日
解散年月日	平成21年8月31日
開催状況	平成19年10月31日～平成21年8月20日（計16回）
組織	会長：気仙沼市長 鈴木 昇 副会長：本吉町長 森 琢男 委員：22人（会長，副会長を含む。）
事務局	10人体制（気仙沼市5人，本吉町4人，県1人） ※旧気仙沼商工会議所内

## ② 主な合併協定の内容

議員の取扱い	在任特例適用（H22.4.29まで） ・特例定数 42人 ・条例定数 30人
庁舎の位置	旧気仙沼市役所
新市町名称の選定方法	事務局提案
農業委員会の取扱い	合併新法11条に基づく在任特例適用（平成24年7月19

	日まで)
地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税，固定資産税，軽自動車税，市たばこ税，鉱産税及び特別土地保有税は，気仙沼市の制度に統一する。</li> <li>・都市計画税及び入湯税は，現行のとおり実施する。</li> </ul>
使用料，手数料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料は現行のとおりとする。ただし，火葬料は，気仙沼市の制度に統一する。</li> <li>・手数料は，気仙沼市の制度に統一する。</li> </ul>
国民健康保険事業及び介護保険事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険事業の保険税率について，医療保険分及び後期高齢者支援金分は，合併年度及び合併の次年度は不均一課税とし，平成23年度に気仙沼市の制度に統一する。介護保険分は合併年度は不均一課税とし，次年度に気仙沼市の制度に統一する。</li> <li>・介護保険事業の保険料は，気仙沼市の制度に統一する。</li> </ul>
上水道事業	上水道料金は，合併時は現行のとおりとし，合併後3年以内に統一する。
下水道事業	下水道使用料は，合併時は現行のとおりとし，合併後3年以内に統一する。
町名，字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町・字の区域及び名称は現行のとおりとする。</li> <li>・本吉町の区域の住居表示は，合併新法25条の規定により現行の字名の前に地域自治区の名称「本吉町」を冠する。</li> <li>・本吉町の区域における地域自治区設置期間終了後の町名，字名の取扱いについては，現行の字名の前に「本吉町」を付する。</li> </ul>
行政区の取扱い	本吉町の行政区は，合併時にその名称を別紙（※ここでは添付せず）のとおり変更し，気仙沼市に引き継ぐ。
地域審議会の設置	無
地方自治区の設置	有（合併前の本吉町の区域）

### ③合併までの経緯

#### 【法定協議会設置前】

平成17年3月31日に「気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会」を解散した後、本吉町の住民団体が、合併を成立させられなかった町長の解職と合併関連議案を否決した町議会の解散を求め、7月20日から署名活動を開始した。本吉町長は合併破綻の責任を重く受け止めるとして8月12日に辞職し、町長の辞職を受けて9月13日に告示された本吉町長選において、気仙沼市と唐桑町との合併実現を公約に掲げた前助役が無投票で当選した。

一方、本吉町議会の解散を求める直接請求は9月5日に行われ、これに基づき10月23日に町議会の解散の賛否を問う住民投票が実施された結果、解散賛成が5,447票と反対の550票を上回ったことから、同日付で本吉町議会は解散された。そして、解散に伴う町議選が11月20日に行われ、新町議のうち合併推進派の議員が過半数を占める結果となった。

本吉町は、平成17年12月5日に行われた町議会全員協議会において示した長期総合計画において、本吉町長の選挙公約でもあった任期内での気仙沼市との合併推進を明文化した。また、町議会も平成18年9月19日に、気仙沼市との合併に関する調査特別委員会を設置し、平成19年4月には、本吉町が合併新法期限内である平成21年度末までの合併に向けて、庁内に町長を本部長とする「合併推進本部」を設置するなど、気仙沼市との合併に向けた体制を整えた。

5月21日に本吉町長が気仙沼市長に合併推進を申し入れ、気仙沼市長も合意した。これを受け、気仙沼市は5月30日に本吉町との合併に向けて庁内に「市町合併研究会」を設置した。

そして、8月27日に気仙沼市長と本吉町長が合同の記者会見で、法定協議会設置議案をそれぞれ9月定例会に提案すると正式に発表した。本吉町議会においては9月12日に、気仙沼市議会においては10月2日に法定協議会設置議案を全会一致で可決し、10月16日に法定協議会である「気仙沼市・本吉町合併協議会」（以下、「合併協議会」という。）が設置された。

#### 【法定協議会設置後】

合併協議会では、平成19年12月の第2回目の会議において、合併方式は編入合併とすることや、新市名を気仙沼市とすること、新庁舎を気仙沼市役所にすることなどを決定した。

平成20年6月の第7回協議会では、合併期日を平成21年9月1日とすることや、議員の取扱いについて、本吉町議に在任特例を適用し、合併後最初に行われる一般選挙では特例を適用せず定数を30とすることなどを決定した。

その後も協議は順調に進み、10月9日の第12回協議会で、新市基本計画を決定。

計 54 の協定項目すべてについて協議が整った。

10 月 22 日に合併協定調印式が行われ、29 日に両市町はそれぞれ臨時会を開き、合併関連議案を賛成多数で可決した。

11 月 4 日に知事に対し廃置分合申請が提出され、12 月 15 日に県議会において廃置分合議案が可決、県は同日付で廃置分合を決定し、総務省への届出を行った。

そして、3 月 3 日に官報告示され、平成 21 年 9 月 1 日に新たな気仙沼市が誕生する運びとなった。

#### ④合併までの取組経過

年月日	事項
平成 17 年 7 月 20 日	本吉町内で町長への解職請求、議会への解散請求を求める署名活動開始
平成 17 年 8 月 12 日	本吉町長辞職
平成 17 年 9 月 13 日	前本吉町助役が本吉町長に無投票当選
平成 17 年 10 月 23 日	町民からの本吉町議会への解散請求に基づく住民投票を実施。賛成多数でリコール成立。(解散賛成 5,447 票, 反対 550 票, 投票率 62.9%)
平成 17 年 11 月 20 日	本吉町で議会解散に伴う町議選の結果、合併推進派が多数を占める
平成 17 年 12 月	本吉町長期総合計画の実施計画(平成 18 年度～平成 20 年度)に「合併新法に基づき新気仙沼市との合併の実現」を明記。
平成 18 年 3 月 31 日	気仙沼市誕生
平成 18 年 4 月 30 日	元気仙沼市長が新気仙沼市長に当選
平成 19 年 5 月 21 日	本吉町長が気仙沼市長に合併協議を申し入れ。両首長は合併を推進する考えで合意。
平成 19 年 6 月 5 日	本吉町長が町議会の合併調査特別委員会において、「合併方式は編入」、「年度内を目処に法定協議会の設置」の考えを示す。
平成 19 年 8 月 27 日	気仙沼市長と本吉町長が合同記者会見を行い、両市町の 9 月定例会に法定協議会設置に向けた関連議案を提出すると発表。
平成 19 年 9 月 12 日	本吉町議会で、法定協議会設置議案を全会一致で可決
平成 19 年 10 月 2 日	気仙沼市議会で、法定協議会設置議案を全会一致で可決
平成 19 年 10 月 16 日	気仙沼市・本吉町合併協議会を設置

---

---

平成20年10月22日	合併協定調印式
平成20年10月29日	各市町議会で合併関連議案すべてを可決
平成20年11月4日	廃置分合申請
平成20年12月15日	県議会で廃置分合議案可決
同日	知事の廃置分合決定
平成21年3月3日	官報告示
平成21年9月1日	気仙沼市誕生